

令和8年度 松江市立病院

緩和ケア研修会

がん診療に携わる医療従事者のための研修会

令和8年11月14日(土)
9:00~17:30(受付開始 8:30~)

※本研修会は平成29年12月1日付で厚生労働省健康局長から通知のあった「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施するものです

内 容

講義・ワークショップ・ロールプレイ等

会 場

松江市立病院 がんセンター3階講堂
(松江市乃白町32-1)

参 加 費

無料(昼食弁当希望者は別途1,000円必要)

申 込 方 法

申込フォーム(右記QRコード)から



申 込 締 切

令和8年8月27日(木)申込書必着

募 集 人 員

20名程度(医師・看護師、メディカルスタッフ)
※申込者多数の場合は抽選により決定

参加の可否は、参加申し込み締め切り後に決定し、申込された方全員に結果を通知します。
参加が決定した方のみ、事前にe-ラーニング「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」を受講し修了証提出が必要となります。【提出締め切り:10月16日(金)】

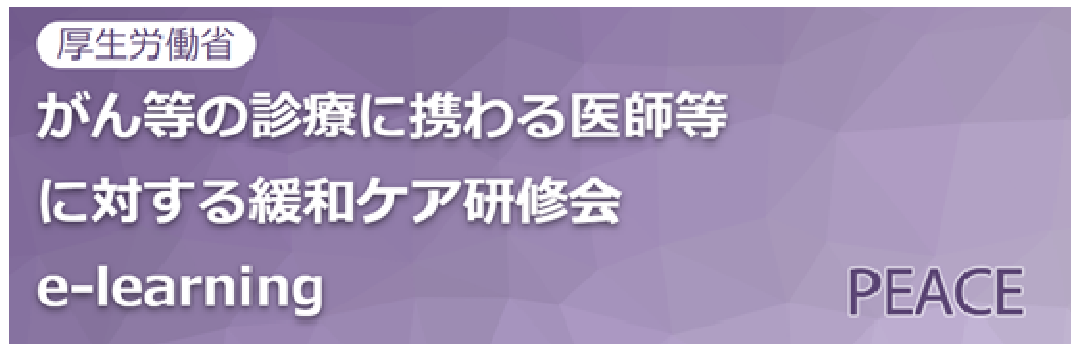
■主催 松江市立病院

問い合わせ先
松江市立病院 総合支援センター 藤田
TEL: 0852-60-8000
chiiki-iryou@matsue-cityhospital.jp

e-ラーニングの開始方法

1. インターネットで「PEACEプロジェクト --緩和ケア--」で検索する。
2. インターネットのアドレスに「https://peace.study.jp/rpv/」を入力する。

上記1または2により以下の画面が表示されるので、自分の職種の新規登録から情報を入力する。
登録用説明動画も掲載してあるので参考にしてください。



本サイトは「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成29年12月1日付け健発1291第2号厚生労働省健康局長通知）」に用い実施される緩和ケアの知識を習得するためのオンライン学習サイトです。がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師、またこれらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者を対象としています。

平成30年度以降の緩和ケア研修会は、「e-learning」と「集合研修1）」で構成され、双方の修了をもって、緩和ケア研修会修了となります。緩和ケア研修会を受講される方は、こちらのe-learningを修了の上、2年以内にがん診療連携拠点病院等で開催されている「集合研修」を受講してください。

1)集合研修の開催情報は、各都道府県のがん対策担当課にお問い合わせください。

Information	
2022.9.6	【重要】学習モジュール内動画の再生障害について
2022.7.5	【お知らせ】医師・歯科医師以外の医療従事者の登録職種を追加しました
2022.5.30	【重要】アクセス障害発生のお詫びと復旧について
2022.3.4	【重要】ホームページ遷移について（2022年4月1日現在あり「本宅」）

- がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会開催指針(PDF)
- e-learning受講から集合研修受講までの流れ(PDF)
- PEACEプロジェクトについて

ここから新規登録

新規登録 医師・歯科医師 医師・歯科医師以外の医療従事者 ※旧指針の緩和ケア研修会修了者も継続学習を目的に登録・受講することができます ※受講者IDはおひとり様、1IDのご登録をお願いします	受講者ログイン ユーザーID パスワード ログイン ID/パスワードを忘れてしまった方はこちら ※指導者研修会修了者でe-learningを閲覧する場合は、指導者IDでこちらのログインしてください（新規登録の必要はありません）	集合研修企画責任者 集合研修事務担当者 都道府県担当者 管理者ログインページへ 予め付与されている以下のIDが必要です ・集合研修企画責任者：指導者ID ・事務担当者：事務担当者ID ※事務担当者IDが不明な場合は、集合研修企画責任者にお問い合わせください
---	--	---

受講推奨環境

e-learning
学習内容と学習時間の目安

Q&A

問い合わせ

緩和ケア及び精神腫瘍学指導者研修会修了者の方へ

- ・指導者ID・PWが不明な方は上記の[問い合わせ](#)よりご連絡をお願いします
- ・緩和ケア及び精神腫瘍学指導者研修会の開催情報については[PEACEプロジェクトサイト](#)をご覧ください

がん等の治療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者も、参加することが望ましい。特にがん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院に該当する施設においては、自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師が、緩和ケア研修会を受講すべきである。また、がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院が連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院の全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講することが望ましい。

（がんの診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針より一部抜粋）